H23, 1, 31

年金記録の不備により任意加入ができなかった 脱退手当金受給者への対応について

年金局

1. 問題となる事案

年金相談があったが加入期間の不足により脱退手当金を受領、その後記録が一定期間回復したものの、脱退手当金の支給を取り消されたら回復される厚年記録と合わせたとしても、年金の受給資格期間300月(25年)には満たなかった。ただし、かつて脱退手当金を受領せず、高齢任意加入していれば、受給資格期間を満たすことが可能であった。

(具体例)

記録判明前 24年(本来の記録) 65歳 「厚年 | 原年 | 厚年 | 「厚年 | 「7年) | 脱退手当金請求

※ 本来の記録であれば、あと1年任意加入すれば、年金が受給できた。しかしながら、当時10年分の記録が判明せず、「納付済期間が14年」とされたため、今後70歳まで任意加入しても年金につながらないものと諦め、脱退手当金を請求。



※ 本来の記録が当初から分かっていれば、脱退手当金を請求せず、1年間任 意加入を行い年金受給ができたが、現時点においては、71歳となっており、任 意加入を行いうる年齢ではない。

2. 対応

【基本的考え方】

○ 本事案は、脱退手当金を選択した時点において、正しい年金記録(24年分)を本人が認識していれば、65歳以後に任意加入を行うことを選択し、66歳の時点で年金受給権を得ることができていたにもかかわらず、旧社会保険庁の記録管理の不備(事務処理誤り)により、誤った年金記録(14年分)を基に、やむなく脱退手当金受給の判断

を行ったものである。

- 当時、社会保険庁が、正しい保険料納付記録をお伝えして、任意加入の機会を与えることができなかったことに起因して、本人に落ち度のない形で、老後生活の支柱となる年金権を得る機会を失った事案であることを踏まえれば、被保険者の利益の保護の観点から、以下の条件を満たす場合には、脱退手当金を請求した当時において、被保険者が脱退手当金を請求せずに任意加入を行い、その後必要な月分保険料を納付を行っていたのと同様の取扱いを行うこととする。
 - (ア) 脱退手当金の請求時に判明していた記録では、その後70歳まで任意加入を続けていても、年金受給資格を満たさない状況であり、保険料の掛け捨てを避ける方法として、脱退手当金請求を行っていた。
 - (イ) 記録が判明した現時点において、本人が、日本年金機構に対し、「正しい記録が 判明した現時点において、当時、記録が明らかであれば、脱退手当金を請求せず、 任意加入を行っていた」旨の意思を表明するとともに、かつて受領した脱退手当 金を返還し、年金受給に必要な保険料を納付することに合意している。
 - (ウ) 上記合意に基づき、脱退手当金を返還し、必要な保険料を支払っている。

【具体的な取扱い】

- 上記(イ)の合意がなされたことをもって、脱退手当金支給決定を取り消すとともに、かつて脱退手当金の請求を行わずに任意加入の申出を行っていたものとして取り扱い、脱退手当金の返還と、任意加入期間における保険料の納付を求める。
- 必要な期間の保険料(上記事例では、1年分)を納付するとともに脱退手当金を返還した場合には、保険料納付済期間が25年に達した対象月の翌月(上記事例では、66歳時点)から年金受給権が発生したものとして、年金を支給する。(この場合に、時効特例法を適用し、5年前より以前の期間分も含め、年金を支給する。)

【今後の対応】

日本年金機構において必要な対応を行ったうえで、現時点で把握されているこうした事例の対象者にご連絡を差し上げ、対応を行うこととする。